

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等において公費負担医療を受ける場合に必要な証明書類について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。別添参照。）において、その取扱いが示され、その中で「患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと」（4月10日事務連絡1（1））とされたところである。その上で、4月10日事務連絡では、1（2）①ウにおいて、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するための措置が示されている。

今般、同措置に関し、下記に掲げる公費負担医療制度において、追加で必要な対応を示すこととしたので、貴管下の自治体及び医療機関等に周知していただくようお願いする。

記

- 1 公費負担医療制度ごとに、当該制度の対象となるかどうかの確認（本人確認）は、以下の証明書類により行うこと。

公費負担医療制度	証明書類
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）	被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）
毒ガス障害者救済対策事業	医療手帳
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）	医療受給者証
特定疾患治療研究事業	特定疾患医療受給者証
肝炎治療特別促進事業	肝炎治療特別促進事業の受給者証
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	①療育券 ②医療受給者証
母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）	養育医療券
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	医療券 ※ なお、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）の「4 医療扶助における医療券方式の取扱いについて」において、受診前の被保護者から福祉事務所への電話連絡等により、福祉事務所と医療機関との電話連絡による本人確認も可能としている。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）	本人確認証

戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）	療養券
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	自立支援医療受給者証

- 2 具体的には、4 月 10 日事務連絡 1（2）①ウに定める視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、追加で、1 に掲げる公費負担医療制度ごとに、その証明書類により受給資格の確認を行うこと。
- 3 また、4 月 10 日事務連絡 1（2）①ウに定める電話を用いて診療を行う場合は、当該 4 月 10 日事務連絡 1（2）①ウに示す被保険者証と同様の方法により、1 に掲げる公費負担医療制度ごとに、その証明書類により受給資格の確認を行うこと。
- 4 4 月 10 日事務連絡 1（2）①ウに定める電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、追加で、1 に掲げる公費負担医療制度ごとに、その証明書類の券面に記載された公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）等の確認を行うこと。

以上